

# 平成25年度事業計画

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会

## 1. 基本方針

今年度は公益社団法人として新たなスタートを切る一年となるが、「公益」という名を冠した法人としてあるべき姿を追求し、社員一同が事業を遂行していく必要がある。

協会が設立された当時から今日に至るまで、当協会における役割は大きく様変わりしてきたが、常に変貌する社会的ニーズを汲み取り、何を期待されているのか、何は不要になったのかを日々検証し、組織のあり方を考えていきたい。

## 2. 総務

（新体制への適応・諸規則の見直し）

公益社団法人への移行により、理事の定員数を大幅に減らし、地区ごとに地区管理責任者を配して、支部のあり方を見直した。

また移行の際に、様々な規則変更を行っているが、それらの変更が現状において適正であるのか細かく点検していく必要がある。

とりわけ理事が各自代表であった旧体制から代表理事のみが代表権を有する体制への変化に対応しなければならず、また支部のあり方が見直されたことにより、地区毎においてこれまで確立された業務の流れに変更が生じることで多くの混乱が生ずる可能性があるため、連絡を密に取り合い一つ一つ対処していく。

（会計処理方法の変更）

公益社団法人への移行により新たな会計基準に対応しなければならず、公表されている会計基準及びガイドライン等に乗っ取り、適正な会計処理を行う必要がある。

報酬割り会費の廃止、支部交付金の廃止に伴う経理上の変更に対応していく。

（関係各所との交流）

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、調査士協会）法務局、県、市町村役場等の官公署、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、全司協）中部ブロック連絡協議会、司法書士会、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との交流を密にし、協調関係を維持していく。

（広報）

ホームページ等を通じての情報の公開していく。ホームページをさらに充実させていく。本会会報を通じ、社員に公嘱協会事情等を掲載する。

### 3. 嘱託登記業務

愛知県下すべての市町村に対し当協会の窓口があるとは言い難い現状を鑑み、契約のない官公署との新たなパイプ作りのためパンフレット・書籍等の配布を行い、協会の存在とその存在価値をアピールしていく。

処理困難事件については官公署の職員が手を付けたがらない傾向があり、それらの掘り起こしと相談への対応をしていきたい。

公共事業の速やかな達成の支援を目的に、嘱託登記業務に精通した社員の育成を行っていく。

### 4. その他の公益目的事業

#### (未登記問題研究事業)

昨年から着手した公共用地の未登記問題の研究により、その規模の大きさは想像以上に大きく根深い問題であることが判明した。

民間人から提供を受けた道路用地を、寄付を受けたにも拘わらず、何らかの理由により登記されていない事例は全国で枚挙にいとまがないようである。

当県においての具体的なデータはないが、上記のような事例は多くの司法書士から報告を受けており、このまま放置すればいずれ各所で問題が顕在化するおそれがあり、早い内に何らかの対策を講じるべきである。

当協会としてもこれらの問題を看過すべきではなく、より積極的に問題解決への打開策を案じる責務があると思われ、このような活動こそが公益性のある法人の取り組むべき事業だと考えられる。

このため本年度においては、この問題の経緯、県内での状況、他県での状況など、まず現状把握の為にリサーチを行い、中部ブロック連絡協議会で立ち上げた委員会を中心に研究を続けていく。

#### (講習会および講師派遣)

講習会の開催については、調査士協会と共催で行う。

ここ数年の講習会は初級者向けの内容が多かったが、今後は例えば「相続」「不在者財産管理人」等中級者向けにテーマを絞ったものにも踏み込んで行きたい。

また、官庁主催の研修会については、引き続き派遣をしていく。

講師のレベル保持のため、官庁からもたらせられるアンケートの結果のみならず、こちらでビデオ撮影等により、講義内容の点検を行いたい。

#### (出版事業の充実)

「相続早わかり読本」も初版の発行から3年あまりが経過し、新たな出版物の発行が待たれる。

嘱託登記の現場においては特殊な事例に遭遇する頻度が高く、一般の司法書士業務では得られない登記事務のノウハウが協会内部に存在する。

これらを集約させ文書化することは非常に有益と考えられるので出版に向けて準備をしていく。

## 5．全司協

全司協が主催する「未登記問題研究委員会」に対して理事を派遣し情報収集に努める。

全司協が掲げる処理困難事件の事例研究とそれらを書面化していく事業にも積極的に参加していく。

## 6．経理

予算の適正な執行と合理化をはかる。

公益法人法に則り、財政基盤の明確化、経理処理・財産管理の適正化、情報開示の適正化に努める。

以 上